

## 2019年度版にあたって

本書は、1979年の初版発行以来、金融機関役職員の皆様の実務参考書または銀行業務検定試験の受験用テキストとして好評を得て改訂、新版と版を重ねてまいりましたが、2003年度より年度版に改めて読者の皆様の利用の便を図ることとしました。

資産課税は、平成30年の民法（相続法）の一部改正を受けた相続税法上の諸規律の改正および高齢化に伴う世代交代に向けた事業承継税制（個人事業者の事業用資産にかかる相続税・贈与税の納税猶予制度の創設および非上場株式等にかかる相続税・贈与税の納税猶予，免税措置の大幅改正）の拡充を中心として，教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税制度の見直しなど各種の改正が行われました。

本書は，銀行業務検定試験受験者および相談実務に携わる皆様方の利用の便を考慮して，改正相続法および平成31年度税制改正後の法令を基に制度の内容を易しく解説し，また，設例も改正後の内容で記述し，皆様の理解に役立てるよう努めました。

2019年 5月

松本 繁雄



---

---

## 第1編 相 続

---

---

### 第1章 相続人と相続分

第1節	相続の開始	2
第2節	相続人	4
第3節	相続人の順位	13
第4節	相続分	14
第5節	相続人の不存在	24

### 第2章 遺産分割協議と遺言の手続

第1節	遺言	26
第2節	遺贈	37
第3節	遺留分	39
第4節	遺産の協議分割	45
第5節	預貯金等の特例	52
第6節	遺産分割協議が不調な場合	54

### 第3章 相続放棄，限定承認の手続

第1節	相続放棄	57
第2節	限定承認	66

## 第4章 相続財産の範囲と課税価格の計算

第1節	法律上の相続財産	69
第2節	相続税の課税財産	71
第3節	相続税が課税されない財産	79
第4節	相続時精算課税制度に基づき取得した贈与財産	83
第5節	債務の取扱い	84
第6節	相続開始前3年以内の受贈財産	89

## 第5章 相続税額の計算

第1節	相続税課税の仕組	93
第2節	相続税の総額の計算	94
第3節	納付すべき相続税額の計算	101

## 第6章 相続税の納税猶予制度

第1節	農地等の納税猶予	115
第2節	非上場株式等の相続税納税猶予	126
第3節	山林にかかる納税猶予	131
第4節	特定美術品にかかる相続税の納税猶予	135
第5節	個人事業者の相続税納税猶予制度	137

## 第7章 相続税の申告と移転登記・相続登記

第1節	相続税の申告, 納付	140
第2節	相続税の延納	151
第3節	相続税の物納	156
第4節	相続税の修正申告	162
第5節	更正の請求	164
第6節	国外財産調書の提出	166

第7節	相続財産の一定期間内の譲渡	167
第8節	相続登記	169
(参考)	法定相続情報証明制度	171

---



---

## 第2編 贈与

---



---

### 第1章 贈与とは (176)

#### 第2章 贈与税の課税

第1節	贈与税とは	181
第2節	贈与税を納めるべき人	182
第3節	本来の贈与による課税財産	184
第4節	贈与とみなされる課税財産	189
第5節	贈与税が課税されない財産	196

#### 第3章 贈与税の計算

第1節	計算の仕組	200
第2節	配偶者控除	207
第3節	外国にある財産について二重課税された場合	210
第4節	受贈財産が災害を受けた場合	211
第5節	住宅取得等資金の贈与の特例	212
第6節	教育資金の一括贈与の特例	219
第7節	結婚・子育て資金の一括贈与の特例	227

## 第4章 相続時精算課税制度

- 第1節 生前贈与財産にかかる相続時精算課税 ……………233  
第2節 住宅取得等資金にかかる相続時精算課税 ……………247

## 第5章 申告，納付，延納，申告開示

- 第1節 贈与税の申告 ……………253  
第2節 贈与税の延納 ……………254  
第3節 更正，決定期間 ……………255  
第4節 贈与税の申告内容の開示……………256

## 第6章 贈与税の納税猶予制度

- 第1節 農地の贈与税納税猶予……………257  
第2節 非上場株式等の贈与税納税猶予 ……………265  
第3節 非上場株式等の相続税，贈与税の納税猶予および免除の特例 ……………272  
第4節 事業用資産の贈与税納税猶予 ……………275

## 第7章 贈与による登記手続 (277)

---

---

# 第3編 財産の評価

---

---

## 第1章 総則……評価の原則 (280)

## 第2章 土地および土地の上に存する権利の評価

第1節	通則	282
第2節	宅地	283
第3節	土地の上に存する権利	313
第4節	配偶者居住権の評価	318
第5節	農地，山林等の評価	320

### 第3章 株式 (327)

### 第4章 その他の財産 (345)

---



---

## 第4編 ケーススタディー と申告手続

---



---

### 第1章 ケーススタディーによる税額計算

第1節	設例	356
第2節	相続税課税価格の計算	359
第3節	相続税額の計算	364

### 第2章 相続税申告書の作り方

第1節	事前準備	370
第2節	申告書の記入	373

資料	(相続税の速算表，相続税総額早見表，贈与税の速算表，贈与税額早見表等)	397
----	-------------------------------------	-----

凡 例

法令の引用は、次の略称を使用しています。

<b>相法</b>	相続税法
<b>相令</b>	相続税法施行令
<b>措法</b>	租税特別措置法
<b>措令</b>	租税特別措置法施行令
<b>措規</b>	租税特別措置法施行規則
<b>措通</b>	租税特別措置法関係通達
<b>相基通</b>	相続税法基本通達
<b>通則法</b>	国税通則法
<b>所法</b>	所得税法
<b>所基通</b>	所得税基本通達
<b>法法</b>	法人税法
<b>法令</b>	法人税法施行令
<b>評通</b>	財産評価基本通達
<b>減免法</b>	災害被害者に対する租税の減免、 徴収猶予等に関する法律
<b>調書法</b>	国外送金等調書法

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。

（ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#)）

---

---

第 1 編 相 続

---

---

## 第1章

# 相続人と相続分

## 第1節 相続の開始

### 1 相続とは

相続とは、個人が死亡した場合に、被相続人（死亡した人）の財産に属したいっさいの権利・義務を包括的に承継することをいいます。相続人となる者は権利能力をもつ自然人に限られますので、会社等の法人は、特定の一般社団法人等を除き相続人になることはありません。

### 2 死亡の確認

相続は、被相続人の死亡と同時に開始されます（民法882条）。

相続人が被相続人の死亡の事実を知っているか否かに関係なく、また死亡届や相続登記の有無も、相続開始の効果の発生時期を左右するものではありません。死亡の証明は、通常、戸籍簿によって行われます。人が死亡したときは、同居の親族等（届出義務者）が死亡の事実を知った日から7日以内に、死者の本籍地または届出人の所在地等の市町村長に、死亡届を提出することになります。

しかし、水難、火災、震災、海難、空襲等の戦災、航空機事故などの事変によって死亡したことが確実であっても、死体が発見されない場合には、その取調べをした海上保安庁、警察署等の官公署が死亡したものと認定して死亡地の市町村長に死亡の報告をし、これにより市町村長が戸籍簿に死亡の記載を行う、いわゆる「認定死亡」の取扱いが認められています。

一方、死亡を認定するには根拠が薄い場合、または長期にわたって生死不明となり、なんらの音信もない状態が一定期間（普通失踪の場合には、不在者が生存していたと知られる最後の時から起算して7年間、戦地に臨んだ者、沈没した船舶中にあった者、その他死亡の原因となる危難に遭遇した者などの特別失踪の場合には、戦争の終わった後、船舶の沈没した後、その他危難の去った後1年間）継続している場合には、「失踪宣告」を申し立てることができます（民法30条）。

失踪宣告の申立は、配偶者、相続人、受遺者、保険金受取人、財産管理人、債権者などの利害関係人の請求により、不在者の住所地の家庭裁判所に対して行いますが、失踪宣告の審判が確定すると、宣告を受けた者は、普通失踪の場合は失踪期間の満了した時に、特別失踪の場合は危難の去った時に、それぞれ死亡したものとみなされます（民法31条）。

### 3 同時死亡の取扱い

最近、飛行機、船、車など交通機関による事故や、地震、火事などの災害によって親子、夫婦が同時に死亡するケースが多く見受けられます。

これらの親子、夫婦のどちらが先に死亡したかによって、相続関係は、大変な違いが生じることとなります。現行民法では、この点につき「数人の者が死亡した場合において、そのうちの1人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する」と規定して、同時死亡推定主義を採用しています（民法32条の2）。

したがって、被相続人が死亡した時には相続人はいなかった、つまり被相

#### 4 第1編 相 続

続人と相続人とは互いに相続しないことになり、この場合には、その者の子が存在するときは代襲相続（たとえば、父と長男が同時死亡したときはその孫が長男に代わって相続）することが認められることとなります。

## 第2節 相 続 人

### 1 相続人の範囲

相続人には、被相続人と血縁関係にある者（血族相続人）、および被相続人の配偶者（配偶者相続人）がなります。

血族相続人には、養子縁組をした者、父により認知された婚外子（婚姻関係にない女性が生んだ子）も含まれますが、被相続人と姻族関係しかない者（配偶者側の親子、兄弟）や後妻の連れ子は、被相続人と養子縁組をしない限り相続人にはならず、また法律上の婚姻届をしていない内縁の配偶者にも相続権がありません。

後妻と先妻の子の関係についても、両者に血のつながりはありませんので、相続権が生じません。したがって、父が死亡して後妻が父の財産を相続した場合に、後日、その後妻（義母）が死亡しても、先妻の子はその財産を相続することはできません。これを解決するには、先妻の子と義母との間で養子縁組をしておくことが必要です。

被相続人が死亡した時点で、その子が死亡、欠格、廃除等の事由で相続権を失っているときは、その者（被代襲者）の子、すなわち被相続人の孫が代襲相続人として、被代襲者に予定されていたのと同順位で、その相続分を相続します。いわゆる株分け相続ですから、代襲相続人が数人いるときは、共同代襲相続人間で均等に相続することとなります。この代襲相続は兄弟姉妹の子にも認められますが、兄弟姉妹の子が死亡しているときは再代襲は認

〈著者紹介〉

まつもと しげお  
松本 繁雄

略歴 昭和30年早稲田大学政治経済学部卒業。農林中央金庫勤務を経て、昭和50年税理士試験合格、税理士登録。  
著書 『資産税の実務』(経済法令研究会)

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。

（ホームページ「書籍・DVD・定期刊行誌TOP」の下部の「追補・正誤表」）

---

**相続・贈与の実務** 法務から税務対策まで 【2019年度版】

1979年10月20日 初版第1刷発行  
2003年6月12日 2003年度版第1刷発行  
2019年6月10日 2019年度版第1刷発行

著者 松本 繁雄  
発行者 金子 幸司  
発行所 株経済法令研究会  
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21  
電話 03-3267-4811 制作 03-3267-4897

---

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

---

制作／経法ビジネス出版(株)・小野 忍 カバーデザイン／めぐみ 印刷／日本ハイコム(株) 製本／(株)ブックアート

---

©Shigeo Matsumoto 2019

ISBN978-4-7668-4374-3

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。